資　料　編

京都府北部の地震のゆれやすさマップ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥P23
木造住宅耐震診断結果‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥P24
建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要表‥‥P26

京都府北部の地震のゆれやすさマップ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほどゆれは大きくなる。

しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなり、この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

【平成１９年度「表層地盤のゆれやすさマップ」（京都府調査）】

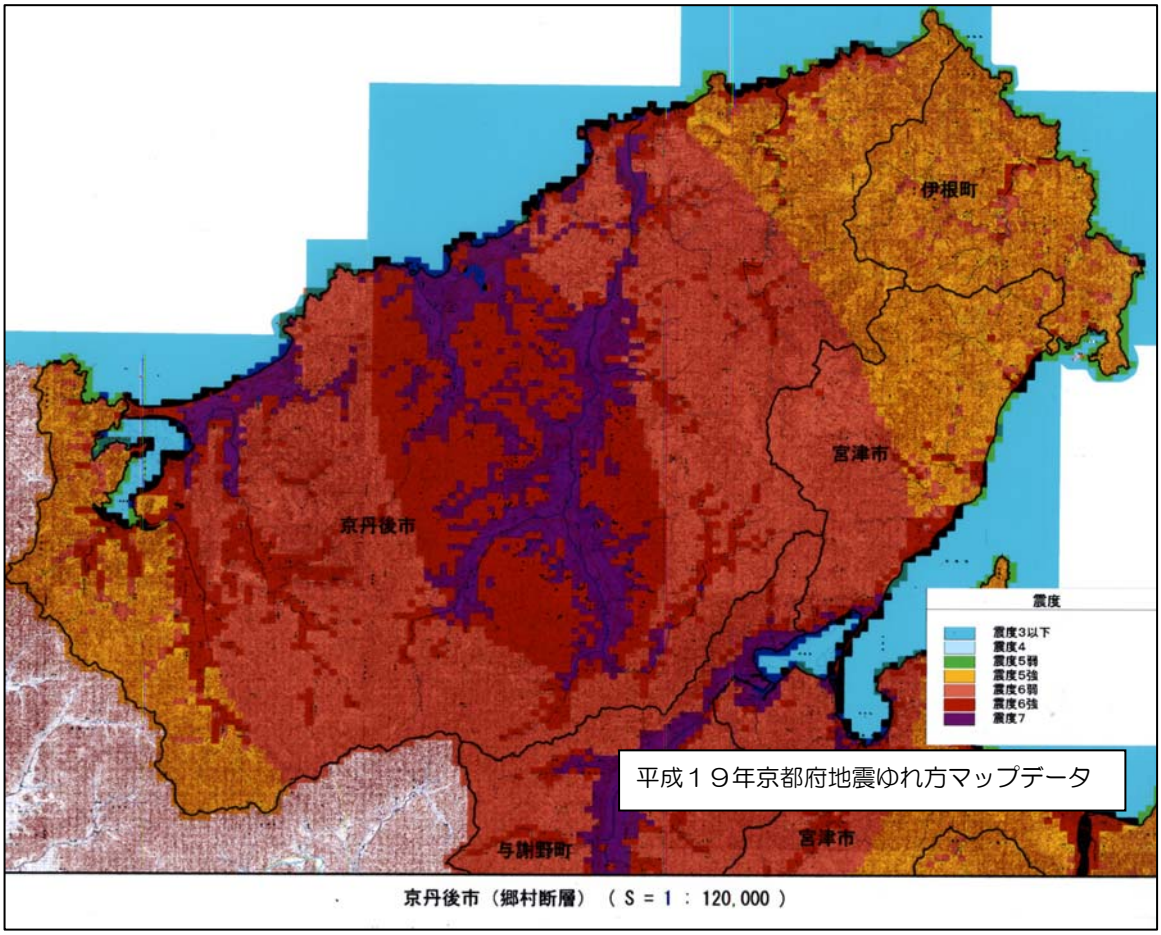

京丹後市木造住宅耐震診断士派遣事業結果

【平成18年度木造住宅耐震診断士派遣事業結果データ】

内容	実績
募集棟数	20棟
応募者数	21人
診断士派遣決定	20棟
不決定	1棟
依頼診断士数	14人

【町別申込件数データ】

町名	棟
峰山町	7
大宮町	4
網野町	3
弥栄町	0
丹後町	0
久美浜町	6
合計	20

【診断結果】

上部構造評点	件数
1.0 以上	0
0.9－1.0	0
0.8－0.9	0
0.7－0.8	1
0.6－0.7	0
0.5－0.6	2
0.4－0.5	2
0.3－0.4	8
0.2－0.3	6
0.1－0.2	0
0.0－0.1	1
合計	20

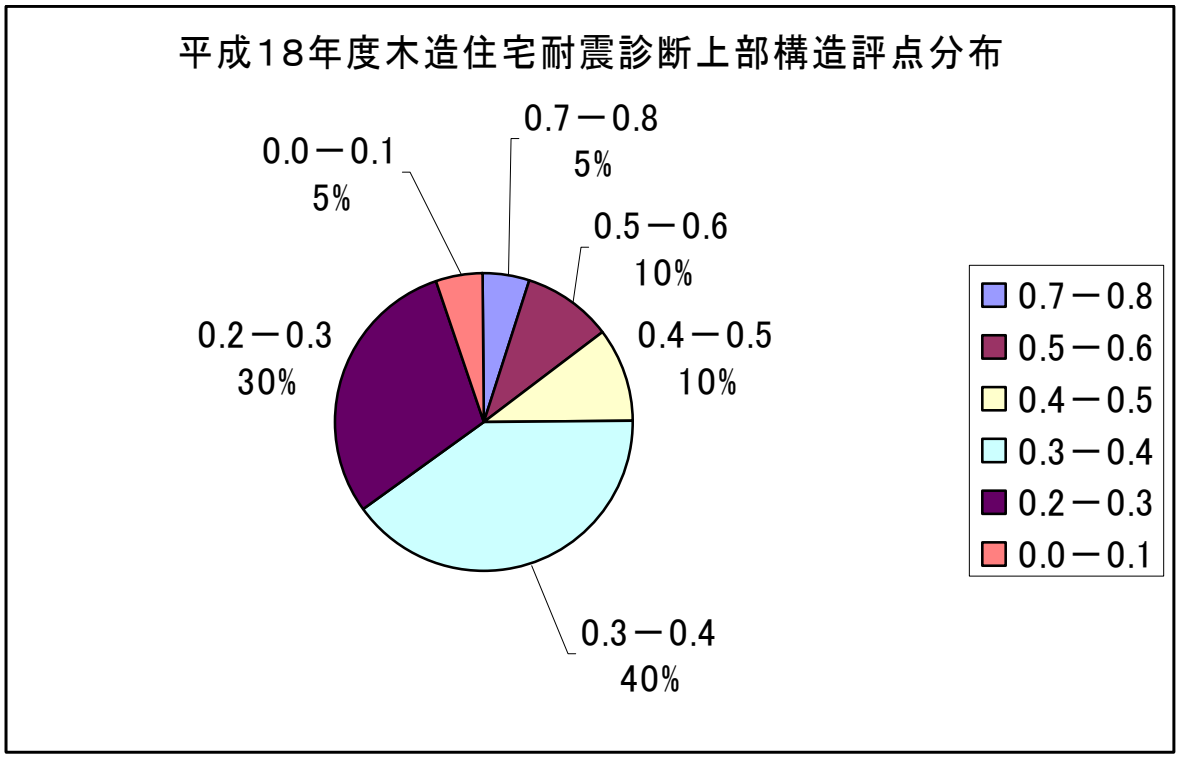

【平成19年度木造住宅耐震診断士派遣事業結果データ】

内容	実績
募集棟数	20棟
応募者数	20人
診断士派遣決定	20棟
不決定	0 棟
依頼診断士数	18人

【町別申込件数データ】

町名	棟
峰山町	9
大宮町	4
網野町	2
弥栄町	3
丹後町	0
久美浜町	2
合計	20

【診断結果】

上部構造評点	件数
1.0 以上	0
0.9－1.0	0
0.8－0.9	0
0.7－0.8	1
0.6－0.7	0
0.5－0.6	0
0.4－0.5	1
0.3－0.4	8
0.2－0.3	7
0.1－0.2	3
0.0－0.1	0
合計	20

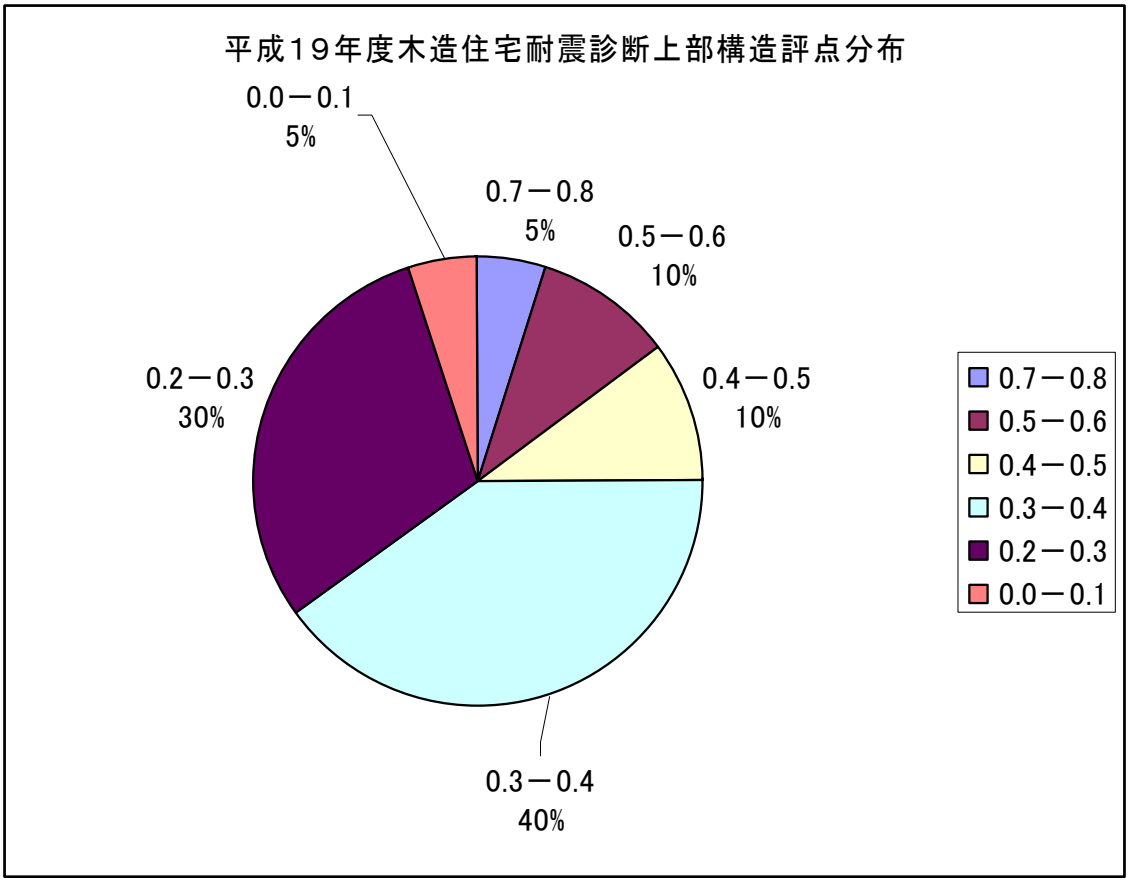

建築物の耐震改修の促進に関する法律

建築基準法改正 S56.5.31

<table>
<tr><td colspan="3">建築基準法</td><td colspan="2">旧基準</td><td>新耐震基準</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>建築物の用途など</td><td>建築物の規模など</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">耐震診断・改修の努力義務が課せられる施設</td><td rowspan="5">特定建築物</td><td rowspan="3">多数が利用する用途の建物
官公署建築物（法 6-1）</td><td>病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、ボーリング場等の運動施設・診療所・映画館・公会堂・卸売市場・マーケット等の物品販売店舗・ホテル・共同賃貸住宅・老人福祉センター・博物館・遊技場・公衆浴場・飲食店・理髪店等のサービス業を営む店舗・工場・交通ターミナル・自動車車庫・官公署の建築物</td><td>階数３以上かつ延べ床面積 1000 ㎡以上</td><td rowspan="6">耐震診断・改修不要</td></tr>
<tr><td>体育館</td><td>延べ床面積 1000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>幼稚園
保育所</td><td>階数 2 以上かつ延べ床面積 500 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>小学校等
老人ホーム等</td><td>階数 2 以上かつ延べ床面積 1000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">危険物の貯蔵等（法 6-2）</td><td>指定容量以上の保管施設</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">多数の者の避難を困難とする恐れがあるもの
（法：6-3）</td><td>府耐震改修促進計画に記載された道路に面するもの</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">所管行政庁の指示対象施設</td><td>幼稚園
保育所</td><td>特定建築物のうち
延べ床面積 750 ㎡以上</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>小学校等
老人ホーム等</td><td>特定建築物のうち
延べ床面積 1500 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>特定建築物のうち危険物の貯蔵等の建築物</td><td>特定建築物のうち
延べ床面積 500 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>特定建築物のうち
延べ床面積 2000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">施設の重要度を考えて耐震改修を進めるべき施設</td><td colspan="2">上記以外の施設</td></tr>
</table>